

定 款

規程番号	1
制定日	2000年 7 月19日
最新改定日	2026年 9 月25日
施行日	2026年 9 月25日
決裁機関	株主総会
分類	基本規程
版	第19版

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ベイス株式会社と称し、英文で Basis Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 移動体通信機器ならびに関連製品の販売、取次、賃貸および仲介
- (2) コンピューターソフトウェア・ハードウェアの開発および販売、賃貸
- (3) コンピューターソフトウェア・ハードウェアに関する各種サービスの提供、販売、賃貸、取次、導入支援
- (4) 情報通信システムのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの構築およびこれらに附帯または関連するシステムの開発、運用ならびに保守、点検、調査
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 有料職業紹介事業
- (7) 電気通信事業法に定める電気通信業
- (8) 電気工事および電気通信工事
- (9) 土地、建築物、各種設備の測量、点検、調査、設計、工事、保安業務
- (10) ガス設備に関する保安業務、検査業務および工事
- (11) 給排水設備に関する保安業務、検査業務および工事
- (12) 前各号に関する事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配
- (13) 前各号に附帯する一切の事業

(理念)

第3条 当社は、次の理念に基づいて経営する。

(1) MISSION

社会の基盤を創り、人と社会の未来と幸福を支える

(2) VISION

Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠なOnly Oneへ

(3) VALUE

① Ownership (自律と責任)

全てを自分事化し、責任を果たす

② Respect All (尊重と利他)

関わる全ての人を尊重し、利他の心でつながる

③ Breakthrough (挑戦と変革)

前例を超え、変革を起こす

④ Keep Growing（学びと進化）

学び続け、可能性を広げる

⑤ Open Talk（対話と信頼）

本音で語り、信頼でつながる

（本店の所在地）

第4条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（会社機関）

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を設置するものとする。

（1） 取締役会

（2） 監査役

（3） 監査役会

（4） 会計監査人

（公告方法）

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第7条 当社の発行可能株式総数は、6,248,400株とする。

（自己の株式の取得）

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株

主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会はその決議により、会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

2. 取締役会はその決議により、取締役社長1名を選定する。また、取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長その他の役付取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規定)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定め監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の

決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会がこれを定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(施行)

第46条 本定款は、2000年7月19日から施行する。

改定日 1 : 2004年 6 月21 日
改定日 2 : 2005年 9 月 7 日
改定日 3 : 2006年 4 月18 日
改定日 4 : 2006年 6 月19 日
改定日 5 : 2008年 6 月11 日
改定日 6 : 2008年 9 月30 日
改定日 7 : 2008年11月 1 日
改定日 8 : 2009年12月18 日
改定日 9 : 2011年 1 月31 日
改定日 1 0 : 2013年 7 月 1 日
改定日 1 1 : 2013年 9 月26 日
改定日 1 2 : 2014年 2 月28 日
改定日 1 3 : 2015年 9 月29 日
改定日 1 4 : 2017年 9 月28 日
改定日 1 5 : 2018年 9 月28 日
改定日 1 6 : 2021年 3 月17 日
改定日 1 7 : 2022年 9 月29 日
改定日 1 8 : 2026年 9 月25 日